

令和3年安曇野市議会 6月定例会 追加提案説明書

目次

報告第22号	1
報告第23号	2
議案第61号	3
議案第62号	4
議案第63号	6
議案第64号	8

報告第 22 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告についてをお願いいたします。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

専決処分書

安曇野市豊科高家 5356 番 12 先の市道豊科 1 級 31 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 6 月 1 日付けです。

1. 和解の相手方

松本市在住者であります。

2. 事故の概要

令和 3 年 5 月 2 日、損害賠償請求者の夫が運転する軽自動車、市道を走行中、道路左側にあった窪みに気づかず通過したところ、窪みの角に左前輪を接触させタイヤがパンクしたものです。

3. 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備に起因するものの、前方確認等運転者側にも一定の過失が認められるため、安曇野市の過失を 30%とします。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 6,270 円を賠償するものとします。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、一切の債権債務がないことを相互に確認いたしました。

以上でございます。

報告第 23 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告についてをお願いいたします。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

専決処分書

豊科北小学校職員駐車場（安曇野市豊科南穂高 2692 番地）における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 6 月 3 日付けです。

1 損害賠償の相手方

市内在住者であります。

2 事故の概要

令和 3 年 5 月 14 日午後 4 時 00 分頃、豊科北小学校職員駐車場において庁務員が草刈機による除草作業中に飛び石が発生し、駐車中の損害賠償請求者の自家用車の右後部座席ガラス及びアウターハンドルを損傷したものです。

3 損害賠償の額

本事故の原因は、庁務員の安全措置不足によるため、安曇野市の過失を 100%とします。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として 101,470 円を支払うものとします。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認いたしました。

以上でございます。

議案第 61 号

安曇野市公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本改正案は、明科駅前公園内の土地について一部用途廃止をするため、安曇野市公園条例の一部について改正を行うものです。

改正の内容でございます。

安曇野市公園条例を改正する条例は、第 1 条による改正で現条例において明科駅前公園位置が代表地番のみで規定されていますが、公園を構成している土地全てを規定する改正を行います。

続いて、第 2 条の改正により、令和 3 年 10 月 1 日施行による明科駅前公園の廃止までの間、公園として管理する土地の地番に改正を行うものです。

附則、この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

本日提出 市長名であります。

議案第 62 号

令和 3 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

（補正予算の要旨）

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大に対する生活支援として、低所得の子育て世帯等に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給すること、及び総合支援資金等の特例貸付を利用出来ない生活困窮世帯に対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給することについて国の補助制度に基づき補正予算をお願いするものであります。

それでは議案書によりご説明いたします。

（提出議案の説明）

令和 3 年度安曇野市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ 1 億 2,900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 419 億 9,300 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（ 款及び項の金額や、主な増額要素につきまして、2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。 ）

〔説明事項〕

それでは、2 ページをお願いします。予算額の増額につきまして、その主な内容を第 1 表「歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

事項別明細書は予算説明書の 10 ページからであります。

それでは、まず歳入であります。

15 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は、1 億 2,900 万円の増額であります。

本件実施事業である「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）」に対する国庫補助として「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）国庫補助金」（8,400 万円）の計上であります。

また、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」に対する国庫補助として「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金補助金」（4,500万円）の計上であります。

以上が歳入であります。

つづきまして、3ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は、予算説明書の12ページからであります。

3款 民生費 は、1億2,900万円の増額であります。

項目として、

1項 社会福祉費は、4,500万円の増額であります。

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、総合支援資金等の特例貸付を利用出来ない生活困窮世帯に対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給するものであり、その実施経費として「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」（4,500万円）を計上するものであります。

また、2項 児童福祉費は、8,400万円の増額であります。

コロナ禍における生活支援として、低所得の子育て世帯に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するものであり、その実施経費として「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）」（8,400万円）を計上するものであります。

なお、今回は「その他世帯分」での計上ですが、本件事業における「ひとり親世帯分」については、4月15日付にて専決処分を実施しており、本議会にて既に承認済みとなっております。

以上が歳出であります。

続きまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明します。14ページをご覧ください。

本件事業に係る人件費の増額として、報酬は152万4千円、職員手当は126万1千円で、合計278万5千円の増額補正となります。

以上が令和3年度一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第 63 号、安曇野市農業委員会委員の任命について、

下記の者を安曇野市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

それでは、候補者について読み上げます。

最初に、安曇野市三郷 [REDACTED] 塚 田 善 久 (つかだ よしひさ)

以下、安曇野市は省略をさせていただきます。

三郷 [REDACTED] 降 幡 修 二 (ふりはた しゅうじ)

穂高 [REDACTED] 浅 川 増 行 (あさかわ ますゆき)

穂高 [REDACTED] 海 川 信 義 (うみかわ のぶよし)

穂高 [REDACTED] 佐 原 悦 司 (さはら えつじ)

穂高 [REDACTED] 井 口 勝 也 (いぐち かつや)

穂高 [REDACTED] 三 枝 守 和 (みえだ もりかず)

穂高 [REDACTED] 平 川 邦 夫 (ひらかわ くにお)

堀金 [REDACTED] 上 條 弘 勝 (かみじょう ひろかつ)

穂高 [REDACTED] 田 口 博 之 (たぐち ひろゆき)

豊科 [REDACTED] 中 島 完 二 (なかじま かんじ)

三郷 [REDACTED] 川 上 辰 昇 (かわかみ たつあき)

三郷 [REDACTED] 甕 信 (もたい まこと)

豊科 [REDACTED] 長 崎 要 (ながさき かなめ)

三郷 [REDACTED] 山 田 太 一 (やまだ たいち)

明科 [REDACTED] 請 地 康 仁 (うけじ やすひと)

明科 [REDACTED] 池 上 洋 助 (いけがみ ようすけ)

豊科 [REDACTED] 丸 山 隆 也 (まるやま りゅうや)

堀金 [REDACTED] 矢 淵 一 良 (やぶち かずよし)

堀金 [REDACTED] 藤 原 光 弘 (ふじわら みつひろ)

豊科 [REDACTED] 渡 辺 正 幸 (わたなべ まさゆき)

明科 [REDACTED] 岡 山 きみ子 (おかやま きみこ)

三郷 [REDACTED] 中 村 洋 子 (なかむら ようこ)

豊科 [REDACTED] 笠 原 哲 雄 (かさはら てつお)

本日提出、市長名であります。

よろしく願いいたします。

議案第64号

令和3年度 穂高北部児童館建設事業 穂高北部児童館建設工事 請負契約について、ご説明いたします。

令和3年6月1日、一般競争入札に付した、令和3年度 穂高北部児童館建設事業 穂高北部児童館建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年安曇野市条例第48号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和3年度 穂高北部児童館建設事業 穂高北部児童館建設工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 289,300,000円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県安曇野市穂高5071番地2
株式会社 武井組
代表取締役 <small>とどりき</small> 等々力 <small>みつる</small> 充 |

本日提出 市長名 以上です。